平成 24 年８月８日

各位

会　社　名　グ　リ　ー　株　式　会　社
代 表 者 名　代表取締役社長　　田 中　　良 和
（コード番号：3632　東証第一部）
問 合 せ 先　コーポレート本部長　秋　山　　仁
（TEL.03-5770-9500）

著作権侵害差止等請求訴訟の控訴審判決のお知らせ

グリー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：田中良和、東証一部上場：コード番号 3632、以下「グリー」）は、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社 ORSO（以下、株式会社ディー・エヌ・エーと株式会社 ORSO を併せて「ディー・エヌ・エーら」）に対する著作権侵害差止等請求訴訟（以下「本訴訟」）を提起しておりましたが、本日、知的財産高等裁判所より当社の請求を棄却する控訴審判決が下されました。当社は判決内容に承服できないことから、本日、直ちに最高裁判所に上告しますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1．訴訟の経緯

当社は、ディー・エヌ・エーらが共同で製作し配信している携帯電話機用ゲーム「釣りゲータウン 2」が、当社が開発し配信する携帯電話機用ゲーム「釣り★スタ」に関して当社が有する著作権等を侵害していると考えられたことから、2009 年 9 月 25 日付けで本訴訟を提起しました。2012 年 2 月 23 日に東京地方裁判所より本訴訟の第一審判決が言い渡され、ディー・エヌ・エーらに対して、当社への損害賠償として 2 億 3,460 万円の支払い及び「釣りゲータウン 2」の配信行為等の差止が命じられましたが、当社の主張の一部が第一審判決では認められなかったことから、同年 3 月 8 日に、知的財産高等裁判所に控訴いたしました。

2．本訴訟の概要

(1) 本訴訟の相手方

株式会社ディー・エヌ・エー

所在地　　東京都渋谷区渋谷 2 丁目 21 番 1 号

代表取締役　　守安　功

株式会社 ORSO

所在地　　東京都千代田区岩本町 2 丁目 4 番 1 号

代表取締役　　坂元　義親

(2) 主な請求内容

ⅰ 著作権法等に基づく「釣りゲータウン 2」の配信行為等の差止。
ⅱ 著作権法等に基づく損害賠償。

3. 判決の内容

第一審判決の当社の勝訴部分が取り消され、当社の請求はいずれも棄却されました。

4. 今後の見通し

本訴訟に関して必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。
なお、本訴訟が当社の業績予想に及ぼす影響は、現時点では軽微であると考えております。
当社は、公平、公正な競争秩序を保つために、最大限の努力をするとともに、本業界の健全な発展を願い、尽力していきます。

＜ご参考＞

ソーシャルゲーム「釣り★スタ」について

グリーが自社で開発、運営する本格的な釣りゲームで、2007 年 5 月に提供開始した、初のモバイルソーシャルゲームです。ユーザーは、釣り竿やエサやシカケなどを使いこなし、他のユーザーと協力して様々な種類の魚を釣ることができます。また、ツアーなどのイベントも多く開催され、現在 1000 万以上のユーザーが登録するなど人気を博しています。

以　上